

検討項目（令和7年9月10日）

参考資料2

項目	関係する法令等	提案	以前に協議した際の経緯	現状・課題・補足事項	前回の委員会の検討結果 ※議会改革検討委員会（令和3～4年）
(1) 公正で市民に開かれた議会					
1 議員定数について [提案理由] 今期の議員任期も残り1年半余りとなったことから、来期に向け、議員定数の適正数について検討する。 [概要説明] 議員定数についてを検討する。	【法律】 地方自治法第91条第1項（市町村議会の議員の定数） 【条例】 小田原市議会議員定数条例	議長	・議会改革検討委員会（令和3年11月30日設置）において協議され、現状維持とするとの結論に至っている。 ・議会改革推進委員会（平成30年6月5日設置）において協議され、平成30年12月定例会で議員定数条例の改正（28人→27人）が行われた。 ※平成31年4月の一般選挙から適用	・令和9年4月の市議会議員選挙を控え、本市議会を取り巻く環境や、社会情勢の変化等を考慮し、多様な視点から検討する必要がある。 ・議員定数の見直しにあたっては、会派のあり方も検討する必要がある。	現行どおり（定数27人）
4 タブレット導入による政務活動費の見直しについて [提案理由] 今回4つの提案をした理由は、ここ数年で課題と考えられる事案がメインとなっている。問題山積となる議会において、スムーズな議会運営をするためにしっかりと議論して改善をしていく事項と捉えていくための提案となります。 [概要説明] 政務活動費の見直しについては、ペーパーレス化により政務活動費内でのコピー機等の請求見直し等が出来るのではないかと考えられるため。	【法律】 地方自治法第100条第14項～第16項 【条例】 小田原市議政務活動費の交付に関する条例 【規程】 小田原市議政務活動費に関する規程 【その他】 小田原市議政務活動費執行の手引き	会派	・議会改革検討委員会（令和3年11月30日設置）においてインターネット回線利用料とコピー機リース代について50%の按分率を設定し、上限額は設定しないと結論に至っている。	・原則として、使用実態に合わせて按分いただいているが、ガソリン代や携帯電話料金、インターネット回線利用料やコピー機リース代のように、個別に按分等の取扱いを手引きに明記しているものもある。 ・今回提案のものについても按分等の取扱いを手引きに明記するか否かについて、また、上限額を定める場合にはその額について検討する必要がある。	インターネット回線利用料とコピー機リース代について1/2の額に按分が決定した
(2) 市民参加の機会の拡充					
6 休日・夜間議会について [提案理由] 平日日中開催が基本となっており、現役世代などの傍聴や参加が困難な状況である。多様な市民が議会に関わる機会を創出するため、開催の在り方を見直す。 [概要説明] 夜間や休日の議会・委員会開催について協議し、制度化に向けた検討を行う。	【法律】 地方自治法第114条第1項 【規則】 小田原市議会会議規則第10条～第11条	会派		・インターネット配信の定着とともに全国的に減少傾向である（参考資料4）。 ・職員の時間外手当に見合う効果があるか検討する必要がある。 ・令和6年の小田原市定例会傍聴者数は450人、ライブ中継アクセス数は18,808件であった。	
(3) 行政監視機能の強化					
12 会議録の暫定版の発行について [提案理由] 近年、会議が長時間にわたる傾向にあり、会議録の校正に時間を要し、短期間での公開が困難な状況となっている。一方で、議員や職員から、直近の会議録における発言内容を確認したいとの声も度々聞かれることから、完成までの間、暫定版の会議録を提示する。 [概要説明] 会議録が完成するまでの間、校正が途中であることを明示した上で、議員と職員に対してのみ、暫定版の会議録を提示することについて検討する。	【法律】 地方自治法第123条（会議録） 【規則】 小田原市議会会議規則第14章（会議録） 【条例】 小田原市議会委員会条例第29条（記録）	議政局		・現在、録音媒体を業者に渡し反訳してもらうのに約1か月、反訳された内容を職員が校正するのに約1か月かかるため会議録公開が約2か月となっている。 ・委託業者から提出のあった初稿を掲載する場合会議の約1か月後に掲示が可能である。	

項目	関係する法令等	提案	以前に協議した際の経緯	現状・課題・補足事項	前回の委員会の検討結果 ※議会改革検討委員会（令和3～4年）
(4) 市民に分かりやすい議会					
<p>16 議会役員の選出方法の見直し</p> <p>[提案理由]・市民にとって議長の選出過程が極めて不透明であり、関心の高い議会が進む方向性も見えない。本年の5月臨時会においては候補者がmanifestoの資料配布することすら認められなかった。市民に対して選出過程をオープンにするべき。</p> <p>・特定の会派、特定の政党の議員ばかりが役職についており、多くの議員の声が議会運営に反映できていないと言いがた。議長、副議長、委員長などの役職は、全て市民のために全議員が経験し、担わなければならない仕事ばかりである。議会全体で議員を育てるという概念が欠如している。</p> <p>[概要説明]・議会役員の選出方法の見直しについては、過去できるかぎり(10年など) 廻り、期数と役職経験の有無をポイント制にして図示化し、現状を全議員で共有する。そのうえで、期数の多い議員でかつ役職経験が少ない議員が優先的に役職を経験できるような仕組みを検討する。一例だが、現在は各会派が議長副議長監査の希望のあるなしを伝えているが、この3役が選出されない会派からは必ず委員長を出すなどのシステムを備えている議会もある。参照するべき。</p> <p>・議長選挙においては、manifesto配布を可能にする。所信表明演説を本会議場において公開とし、現在の時間制限を大幅に緩和するとともに、質疑の時間も十分に確保する。</p>	<p>【法律】 地方自治法第103条（正副議長の選挙）</p> <p>【法律】 地方自治法第196条（監査委員：選任及び兼職の禁止）</p> <p>【条例】 小田原市議会委員会条例第7条（正副委員長の互選）</p> <p>【慣例】 議会慣例1・2（任期） 議会慣例6（選挙） 議会慣例7（監査委員：議会推薦） 議会慣例40（正副委員長の互選）</p> <p>【その他】 議長選挙における所信表明演説の実施について</p>	<p>会派</p>		<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法により正副議長の選出方法は選挙が義務付けられており、正副委員長の選任方法は自治法上規定がなく小田原市議会委員会条例により互選としている。 本市議会では、正副議長の選挙に際し候補者の絞込みを行っているが、これは法的な立候補制と異なるため、選挙による法的拘束力はなく、絞込みされた候補者が所信表明演説を実施しても、必ずしも選任されるものではない。 議会選出監査委員の選出については、市長からの依頼(議会あて候補者の推薦依頼)を踏まえ、最終的に市議会として絞り込みを行い、市長へ推薦している。 議長選挙での所信表明演説に伴うmanifesto配布、本会議場における公開、時間制限緩和の可否について検討する。 現在、正副議長及び議会選出監査委員及び正副委員長に誰を選出するかについて要件を設けていないため、新たに要件を設ける場合、現状にそぐわないケースが発生した際の柔軟性の担保も含め多様な視点から検討する必要がある。 	

※「項目」の欄における「提案理由」及び「概要説明」については、議長からの諮問に「別紙」として付されていたもの（会派等からの提案内容）をそのまま記載している。

※資料における下線については、資料説明においてポイントとなると思われる箇所について議会局側で付したものの